



お客様各位

2026 年 6 月 30 日、ベトナム政府は、関連者間取引を行う企業に対する税務管理について規定する政令第 255/2026/NĐ-CP 号（以下「政令第 255 号」）を公布しました。

本政令は 2026 年 7 月 1 日から施行され、2026 年度の法人所得税の課税期間から適用されます。

以下、政令第 255 号における主な変更・追加内容をご紹介します。

1. 関連者

関連者の定義については、基本的に政令第 132 号及び政令第 20 号の規定を踏襲していますが、政令第 255 号では以下の点が追加・明確化されています。

- 貸付・借入取引: 出資者の出資持分の 10%以上に相当する金額の貸付・借入に加え、企業を経営・支配する個人、または当該個人と家族関係にある個人との間で出資持分の 10%以上に相当する貸借取引を行う場合も、関連者関係とみなされます。
- 金融取引: 国が定款資本金の 100%を保有する組織が債権者又は保証人である場合であっても、当該組織が債務者又は被保証者である企業の経営、支配、出資又は投資に直接的又は間接的に関与していない場合には、関連者関係には該当しません。独立した銀行又は信用機関からの通常の商業融資についても、関連者関係の判定から除外されます。

2. 関連者間取引価格の申告、決定及び管理に使用するデータベース

- 第 17 条第 1 項において、関連者間取引価格の申告、決定及び管理に使用される国家データベースに関する規定が新たに追加されました。
- 第 17 条第 3 項において、データベースの使用優先順位について、以下のとおり規定されています:



- 証券市場において公開されている企業の情報・データ、国内外の商品・サービス取引所において公開されている情報・データ、国家データベースの情報、国内の省庁又はその他の公式な情報源により公開されている情報
- 商業データベース
- 税務管理データベース

3. 国別報告書(CbCR)に関する遵守義務

3.1 収益基準額及び換算為替レート

- 従来の政令第 132 号では、国別報告書の作成義務を判定するための連結総収益基準額は 1 兆 8,000 億 VND 以上と規定されており、これは納税者の当期の課税期間に基づいて判定される VND 建ての固定額でした。
- 政令第 255 号は、国別報告書の作成義務を判定するための連結総収益基準額を 7 億 5,000 万ユーロ以上に変更し、報告年度の直前の会計年度に基づいて判定することとしました。7 億 5,000 万ユーロは、報告年度の直前年 12 月にベトナム国家銀行が公表する中心為替レート又はクロスレートの平均値により VND に換算されます。

3.2 報告書の提出対象者

- 政令第 255 号は、納税者がベトナムで CbCR を提出する必要がある場合(各細目条件を伴う a.1、a.2 項)及び提出が義務付けられる場合(法律第 108 号第 30 条に基づく情報セキュリティ条件を伴う b.1~b.3 項)について、より詳細に規定しています。
- 海外の最終親会社(UPE)の子会社であるベトナムの納税者は、UPE が居住地国において CbCR を作成・提出する義務を負っており、かつ有効な MCAA に基づき CbCR がベトナムと自動的に交換される場合、ベトナムで CbCR を提出する必要はありません。
- UPE が居住地国において CbCR を作成・提出する義務を負っていない場合、ベトナムとの間で有効な MCAA が存在しない場合、又は情報交換が体系的に行われない状



況が生じた場合、ベトナムの納税者はベトナム税務当局に CbCR を提出する義務を負います。

また、各国・地域間の収益基準額、換算通貨又は収益算定原則の相違により、UPE が CbCR の提出義務を負わない場合、ベトナムの納税者は CbCR を提出する必要はありません。

3.3 国別報告書の様式、提出方法及び提出期限

- 国別報告書は暗号化された XML 形式で作成し、税務管理情報システムを通じて提出します(第 19 条第 4 項、第 5 項)。
- ベトナムの納税者は、国別報告書の提出対象者に関する通知書(様式 01/TB-BCLN)を税務当局に提出する義務があります。この通知書は、国別報告書に関する義務が初めて発生した際に提出するものであり、情報に変更があった場合は変更日から 90 日以内に更新して提出する必要があります(第 19 条第 2 項 d 号)。

4. 関連者間取引価格算定資料の作成免除に係る収益基準額の調整

移転価格文書の作成免除要件となる売上高の基準を、2,000 億 VND から 5,000 億 VND 未満へ引き上げる。具体的には、納税者が流通業では 5%以上、製造業では 10%以上、加工業では 15%以上の EBIT/売上高の最低比率を満たす場合、関連者間取引に係る移転価格文書の作成が免除される。同時に、第 20 条第 2 項 c 号に規定されている「単純な機能による事業活動 (simple functions)」という要件を廃止する。

5. 経過措置

関連者間取引を行う企業に対する税務管理を規定する 2025 年 2 月 10 日付政令第 20/2025/NĐ-CP 号第 3 条に基づき支払利息費用に関する経過措置の対象となる企業については、同条の規定に従い、残存期間について、引き続き経過措置が適用されます(第 23 条第 3 項)。



Always by your side

AIC Vietnam

Mirai Consulting Group

お問い合わせ

詳細は以下の連絡先にお問い合わせ下さい。

AIC VIETNAM CO., LTD

E- mail: advisory@aic-vietnam.com

Tel: +84 24.39765761

HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo
Duc, Hai Ba Trung ward, Hanoi
Tel: +(84)24 – 39 765 761
Fax: +(84)24 – 39 765 762

YOKOHAMA BRANCH

713R, 9F, JPR Yokohama Bldg.,
1 Chome-5-10,
Kitasaiwai, Nishi Ward,
Yokohama, Kanagawa, Japan

DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park,
02 Quang Trung, Thach Thang Ward,
Danang
Tel: +(84)236 – 3 898 325
Fax: +(84)236 – 3 898 326

HO CHI MINH OFFICE

5F, SFC Building, 09 Dinh Tien
Hoang, Saigon Ward, Ho Chi
Minh
Tel: +(84)28 - 71 088 468